えを強制執行する」と脅し、連絡をするよう仕向けるなど手口が巧妙化してきています。

架空請求の被害も全国的に拡大しており、三千六百四十一件（未遂七十六件含む・九月末現在・警察庁調べ）、約三十六億三千七百万円の被害が報告されています。

架空請求の被害を防ぐには…

①身に覚えのない請求は無視し、絶対に支払わないこと

②自分から連絡を取らないこと（個人情報が漏れます）

③もし、電話があっても、毅然とした態度で断ること

架空請求の対処法を逆手に取った新手の手口が…

架空請求への対処は、「覚えがなければ無視すること」ですが、最近では、「少額訴訟」や「支払督促」制度を逆手に取った新手の手口が現れています。

①少額訴訟とは…六十万円以下の金銭貸借の争いについて、裁判所が一回の審理のみで判決と同等の効力を持った決定をする制度。

②支払督促とは…債権者からの申立てを受けて、簡易裁判所が支払いの命令を出すというものです。

両制度とも、司法制度の簡素化を図るため設けられたものですが、この制度を悪用し、実際に金銭貸借や料金未払いの事実がないにもかかわらず、裁判所へ申し立てるという事件が起きています。

この場合、仮に無視したまま放置すると、裁判所に「申し立て内容が事実である」と認められ、判決と同等の効力が発生し、法的に支払いを求められます。

もし、架空請求であっても、**裁判所から通知された文書である場合は決して無視せず、**内容を確認したうえ、自分で調べた裁判所の電話番号へ連絡することが必要です。

主な悪質商法の手口

◎訪問販売

セールスマンが家庭や職場などを訪問して、商品を販売することです。訪問販売そのものは違法ではありませんが、訪問目的を偽ったり、商品の利点を誇張した強引な契約でトラブルになることがあります。

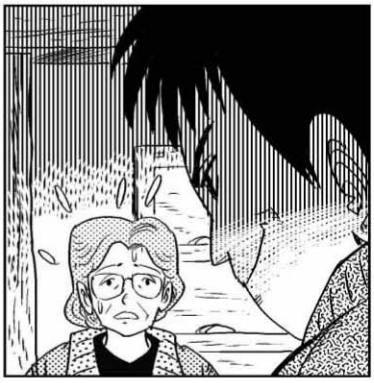

主な事例としては、「古綿無料回収」や「屋根・床下の無料点検」と称して訪問し、実際には高額な布団を販売したり、不必要な屋根の改修工事や白アリ駆除の契約を結ばせたりするというものです。

いずれも、平日の昼間に訪問し、一人で留守番している高齢者を狙ったものが多く、最初は親切に話し相手に努め、相手が心を許した隙（すき）に契約を結ばせるといったものが多いようです。

◎電話勧誘販売

家庭や職場へ電話をかけて、契約を結ばせたり、後で申込書を郵送し、契約させて販売する方法です。電話勧誘販売のトラブルで多いのは、あいまいな返事をしたことをとらえて、強引に契約を結ばせたり、何度も電話を繰り返して契約を結ばせたりするというものです。また、子ども用の学習教材や書籍を極めて高額で強引に販売した例などもあります。

クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度があります。これを、クーリング・オフといいます。**訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、契約日を含めて八日間（マルチ商法の場合は二十日間）は、契約の相手方に書面で通知すれば無条件で契約解除できます。**

クーリング・オフの要件は、契約手法や該当商品・サービスなどにより細かく定められていますので、判断がつかない場合は市役所や岡山県消費生活センターなどの公的機関へ問い合わせてください。

最近、契約したまま放置し、クーリング・オフ期間後に解約の相談に来られる人が増えています。クーリング・オフ期間が経過すると、契約解除手続きは販売業者などとの直接交渉となります。そうなると、解約に至るまでに困難を要する場合が多く、場合によっては解約できないこともあります。契約する時には家族などとよく相談し、万一契約に関するトラブルが生じた場合は、早期に対応することが大切です。早めに公的機関へ相談しましょう。

相談・問合せは

市民生活課
☎㊾２１２３

岡山県消費生活センター
☎０８６―２２６―０９９９

笠岡警察署
☎㊸０１１０